

## 自家消費プラン助成金交付要綱

(制定) 令和2年6月11日付2都環公温地第583号理事長決定

(改正) 令和2年9月9日付2都環公温地第1269号理事長決定

(改正) 令和3年3月23日付2都環公温地第2883号理事長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、自家消費プラン実施要綱（令和2年2月21日付31環地地第431号。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する「自家消費プラン」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、実施要綱において使用する用語の例による。

2 この要綱において、助成対象機器等の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなすものとする。

### (助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4 1（1）に規定する者であって、第5条に規定する助成対象事業を実施し、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 次条に規定する助成対象機器等を所有し、当該助成対象機器等を東京都内の住宅に設置する個人又は法人（以下「機器所有者」という。）

イ 次条に規定する助成対象機器等を東京都内の住宅に設置する者に対し、自らが所有する当該助成対象機器等をリース等により貸与する個人又は法人（以下「機器貸与者」という。）

二 次条に規定する助成対象機器等を設置する東京都内の住宅（以下「助成対象住宅」という。）に他の者が所有する部分がある場合にあつては、次条に規定する助成対象機器等を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。

三 次条に規定する助成対象機器等について、都及び公社の蓄電池システムに対する助成金の交付を重複して受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成対象者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当

する者があるもの

四 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(助成対象機器等)

第4条 本助成金の交付対象となる蓄電池システムは、実施要綱第4 1 (2)に規定するものであって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金事業において助成金の交付を受けたものを除く。

ア 蓄電容量1kWh当たりの機器費が17万円以下であること。

なお、1kWh当たりの機器費については助成対象機器の市場価格等に応じ、年度ごとに見直すものとする。

イ 別に定める規定に基づき、公社が登録したものであること。ただし、蓄電池システムに通信機器等を付加したもの(以下「助成対象機器等」という。)にあつては、別に定める規定に基づき、蓄電池システムと合わせて公社により登録された通信機器等を付加したものに限る。

ウ 当該助成対象機器等により供給される電気を、助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

エ 集合住宅に設置される場合は、助成対象機器等を設置する各家庭の電力データを提供することができるものに限る。

なお、当該助成対象機器等を設置する部分が、当該助成対象住宅に係る区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)の全員の共有に属するものを除く。

(助成対象事業)

第5条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、東京都内の住宅に助成対象機器等を新規に設置する事業であつて、次の全ての要件を満たすものとする。

一 令和3年4月1日から令和4年9月30日までの間に助成対象機器等を設置すること。

二 助成対象住宅において、次のア及びイに掲げる要件を全て満たす太陽光発電システムを当該設置に併せて導入し、又は既に導入していること。

ア 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、次の(ア)又は(イ)いずれかの認証を受けていること。ただし、既に太陽光発電システムを導入している場合であつて、当該太陽光発電システムが別表1に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

(ア) 国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証

(イ) IECEE-CB認証機関による認証

イ 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

三 助成対象者は、東京都環境局が進める東京都の地域分散型エネルギー及び再生可能エネルギー利用の拡大に関する施策の検討、東京都デジタルサービス局が進める電力データを活用した行政課題の解決に関する施策の検討及び東京都デジタルサービス局が進める、令和2年2月21日公表の「スマート東京(東京版 Society 5.0)の実現に向けたデータプラットフォーム構築の基本方針」に基

づき構築する予定の官民連携データプラットフォームに関する施策の検討に個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除いた形で活用するとともに、各検討における分析結果を統計処理し、必要に応じて公表するものとして、次に掲げる助成対象住宅の電力データ及び助成対象機器等を設置する家庭（以下「機器使用家庭」という。）の属性データを、当該助成金の交付を決定した日の属する年度の4月1日から起算して6年間、都に無償で提供すること。

また、助成対象住宅における太陽光発電による電気の自家消費量に相当する環境価値を都に無償で譲渡すること。

#### ア 助成対象住宅の電力データ

- (ア) 太陽光発電電力量
- (イ) 蓄電池充電量
- (ウ) 蓄電池放電量
- (エ) 購入電力量
- (オ) 売電電力量
- (カ) 電力使用量（家庭負荷電力量）

#### イ 機器使用家庭の属性データ

- (ア) 基礎情報（区市町村、蓄電容量、太陽光発電設備の発電出力、助成対象機器等と助成対象住宅を紐づける機器固有の番号（以下「機器番号等」という。））
- (イ) 世帯属性（世帯主の年代、世帯人数）
- (ウ) 住宅情報（築年数・広さ、戸建・集合の別）
- (エ) 家電機器等（エアコン台数、冷蔵庫の台数、給湯器の燃料種別、主たる暖房機器の燃料種別、ビークル・トゥ・ホームシステムの有無）

四 助成対象者が第3条第1項第一号イに該当する場合には、リース等の契約において助成金額が控除されていること。

#### （助成対象経費）

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 1（3）に定め、公社が必要かつ適切と認めたものであって、第11条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器等の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。

#### （助成金の交付額）

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1（4）のとおりとする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 実施要綱第4 1（4）イに規定する上限額は、蓄電池システムの蓄電容量（kWhを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。）に1 kWh当たり70,000円を乗じた額又は420,000円のいずれか小さい額とする。

なお、上限額については助成対象機器の市場価格等に応じ、年度ごとに見直すものとする。

#### （助成金の交付申請）

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類、電力データ・属性データの提供及びその利活用に関する同意書並

びに別表 2 に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

第一欄	第二欄
個人である所有者	自家消費プラン 助成金交付申請書（個人用）（別記第 1 号様式）
個人に貸与する機器貸与者	自家消費プラン 助成金交付申請書（個人（共同申請）用）（別記第 2 号様式）
法人である所有者	自家消費プラン 助成金交付申請書（法人用）（別記第 3 号様式）
法人に貸与する機器貸与者	自家消費プラン 助成金交付申請書（法人（共同申請）用）（別記第 4 号様式）

- 2 前項の規定による申請において、機器貸与者が助成対象者となる場合にあっては、当該機器貸与者は、機器貸与者から当該助成対象機器等を貸与されて使用する個人（以下「機器使用者」という。）と共同で申請をしなければならない。
- 3 機器貸与者は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 17 条、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 22 条第 3 項、第 23 条第 2 項及び第 25 条第 4 項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、前項と同様に機器使用者と共同で手続を行わなければならない。

（申請の受理期間、受理の停止等）

第 9 条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りでない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。

（手続代行者及びその責務）

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定による本助成金の交付の申請を行おうとする助成対象者は、交付の申請に係る手続（第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 17 条、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の手続を含む。以下この条において同じ。）の代行を、第三者に対して依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、本要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。
- 3 手続代行者は、第 33 条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、助成対象者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。
- 4 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(助成金の交付決定)

第11条 公社は、本助成金の交付の申請（以下「本交付申請」という。）を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第8条第1項の申請を行った助成対象者に対し、前項の決定において、助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（別記第5号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（別記第6号様式）により、本交付申請をした助成対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により交付決定の通知をする助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 令和4年9月30日までに助成対象機器等を設置すること。
- 二 第5条第1項第3号の電力データ及び属性データの無償での提供並びに太陽光発電による電気の自家消費に相当する環境価値の無償での譲渡に同意すること。
- 三 前号において提供等に同意した電力データ、属性データ及び太陽光発電による電気の自家消費に相当する環境価値の利用に関する次のア及びイの事項について同意すること。
  - ア 譲渡された環境価値を都有施設における電力使用に充当すること。
  - イ 電力データ及び属性データ（個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。）を次に掲げる都施策の検討に活用するとともに、各検討における分析結果を統計処理し、必要に応じて公表すること。

（ア） 東京都環境局が進める東京都の地域分散型エネルギー及び再生可能エネルギー利用の拡大に関する検討

（イ） 東京都デジタルサービス局が進める電力データを活用した行政課題の解決に関する検討

（ウ） 東京都デジタルサービス局が進める、令和2年2月21日公表の「スマート東京（東京版 Society 5.0）の実現に向けたデータプラットフォーム構築の基本方針」に基づき構築する予定の官民連携データプラットフォームに関する検討

- 四 第20条第1項の助成事業実績報告書の提出を同項に定める時期に行うこと。
- 五 助成対象機器等について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。  
また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
- 六 助成対象住宅の電力データは、助成対象機器等ごとに、助成対象機器等から公社が指定するデータ提供窓口に自動的に集約され、データ提供窓口から公社が管理するデータ管理システムへアップロードされることに同意すること。
- 七 家庭におけるデータ通信環境の維持等、電力データの提供に必要な体制を維持し、電力データの提供が連続して滞ることがないようにすること。
- 八 公社の指定する者が助成対象機器等の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
- 九 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。

十 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

十一 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

十二 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するため其他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

#### （申請の撤回）

第13条 助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第11条第2項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に、助成金交付申請撤回届出書（別記第7号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を都に報告するものとする。

#### （助成事業の承継）

第14条 助成事業者の地位の承継が行われた場合において、その地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（別記第8号様式）を公社に届け出なければならない。

2 公社は、前項の助成事業承継承認申請書の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、承継者に対し、助成事業承継承認決定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 第1項の場合において、本助成金の交付に伴う全ての条件及び義務は承継者に移転するものとし、本要綱上、「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

#### （交付決定後の申請機種の型式変更に伴う申請）

第15条 助成事業者は、交付決定後に申請機種の型式を変更する場合は、型式変更申請書（別記10号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、変更後の助成申請金額は、交付決定額の範囲を超えないものとする。

3 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

#### （事情変更による交付決定の取消し等）

第16条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業

のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業者情報の変更に伴う届出)

第 17 条 助成事業者は、個人にあつては住所、法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（別記第 11 号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 18 条 助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第 14 条に規定する承継を除く。）をさせてはならない。

(助成事業の廃止)

第 19 条 助成事業者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（別記第 12 号様式）を社に提出しなければならない。

- 2 社は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認する。
- 3 社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(実績の報告)

第 20 条 助成対象者又は助成事業者は、次の各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第 13 号様式）及び別表 3 に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を社に提出しなければならない。

- 一 令和 3 年 3 月 31 日までに第 8 条の規定による助成金の交付申請を行ったもの 助成対象機器等を設置した日から 180 日を経過する日又は令和 3 年 9 月 30 日のいずれか早い日まで
  - 二 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に第 8 条の規定による助成金の交付申請を行ったもの 助成対象機器等を設置した日から 180 日を経過する日又は令和 4 年 9 月 30 日のいずれか早い日（ただし、リース等の契約を締結する場合は、リース等の契約開始日から 180 日又は令和 4 年 9 月 30 日のいずれか早い日）まで
- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰すことのできない理由として社が認めるものがある場合にあっては、社が認める期日までに行うものとする。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第 21 条 社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 11 条第 1 項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、速やかに助成金確定通知書（別記第 14 号様式）により当該助成事業者へ通知し、本助成金を支払うものとする。

(財産の処分)

第 22 条 助成事業者は、助成対象機器等の設置の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）内に、助成事業により取得した助成対象機器等の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（別記第 16 号様式）を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受け、第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請をした助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 4 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付され、第 1 項の承認をしたときは、速やかに取得財産等処分承認通知書（別記第 17 号様式）により、通知するものとする。

（管理、譲渡等の報告等）

第 23 条 助成事業者は、助成対象機器等について、法定耐用年数の期間において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、当該助成事業者は、助成対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置を執らなければならない。

- 2 法定耐用年数の期間内に、助成対象機器等の譲渡等により当該助成対象機器等の所有者を変更しようとする場合（前条第 1 項に規定する処分に該当する場合を除く。）は、助成事業者は、当該変更が生じた日から 30 日以内に、助成対象機器等所有者変更届（別記第 15 号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、本助成金の交付に伴う全ての条件及び義務は、全て当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、本要綱上、「助成事業者」とあるのは、「変更後所有者」と読み替えて、各規定を適用する。
- 4 住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）が助成対象機器等を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、譲受者がこの内容に反することがないよう、公社の求めに応じ、協力しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 24 条 公社は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
  - 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
  - 三 この要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

(本助成金の返還)

第 25 条 公社は、助成事業者に対し、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を定めて、当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 公社は、本助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、第 7 条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。

3 助成事業者は、第 1 項又は前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

4 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（別記第 18 号様式）を提出しなければならない。

5 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 27 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

第 26 条 公社は、第 24 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第 27 条 公社は、助成事業者に対し、第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第 28 条 公社は、助成事業者に対し、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第 29 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類について、公社が交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかなければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第30条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならないが、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第31条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第32条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者（申請をした助成対象者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、地方公共団体等が行う蓄電池等の設置に係る補助金その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。

3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第33条 次の各号に掲げる本事業に係る手続きについては、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付の申請、同条第2項の規定に基づく機器貸与者と機器使用者の本助成金の共同申請及び同条第3項に基づく機器貸与者と機器使用者の共同の申請等
- 二 第10条第1項の規定に基づく手続代行者による交付の申請
- 三 第13条第1項の規定に基づく助成金交付申請の撤回の届出
- 四 第14条第1項の規定に基づく助成事業の承継の申請
- 五 第15条第1項の規定に基づく申請機種の型式変更の申請
- 六 第17条の規定に基づく助成事業者情報の変更の届出
- 七 第19条第1項の規定に基づく助成事業の廃止の届出
- 八 第20条第1項の規定に基づく助成事業の実績の報告
- 九 第22条第2項の規定に基づく取得財産等の処分の承認の申請
- 十 第23条第2項の規定に基づく助成対象機器等所有者の変更の届出

十一 第 25 条第 4 項の規定に基づく助成金の返還の報告

(その他)

第 34 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本要綱において公社が行うこととされている各手続き等については、都が行うものとする。

附 則 (令和 2 年 6 月 11 日付 2 都環公温地第 583 号)

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 9 日付 2 都環公温地第 1269 号)

この要綱は、令和 2 年 9 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 23 日付 2 都環公温地第 2883 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【別表 1】

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業 (平成 6 年度から平成 8 年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業 (平成 9 年度から平成 13 年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業 (平成 14 年度から平成 17 年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業 (平成 20 年度から平成 23 年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業 (平成 23 年度から平成 25 年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業 (平成 25 年度から平成 27 年度まで)
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 (平成 21 年度及び平成 22 年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業 (平成 23 年度及び平成 24 年度)

【別表2】

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	助成申請者（個人）本人確認書類	○	○			運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか一つ
3	助成申請者（法人）実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
4	設置予定機器の所有者（リース等の事業者等）実在証明書類		○		○	
5	電力データ・属性データの提供及びその利活用に関する同意書	○	○	○	○	
6	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	○	○	○	○	製品カタログ等
7	太陽光発電システムが既設であることを証明する書類	○※	○※	○※	○※	太陽光発電システムの保証書等 ※太陽光発電システム既設の住宅へ助成対象機器等を設置する場合に限る。
8	設置予定機器の見積書	○	○	○	○	
9	重要事項説明書等（案）			○※		※住宅供給事業者が販売するために設置した場合
10	納税証明書		○※	○	○	直近1期分 ※リース等の事業者等の納税証明書
11	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表3】

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
1	助成事業実績報告書	○	○	○	○	
2	設置機器の売買等契約書 (写し)	○		○		売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
3	設置機器のリース等の契約 証明書類		○		○	リース等の契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。
5	設置機器の保証書(写し)	○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、機器の販売元等が申請者宛てに発行する「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。
6	機器を設置した建物及び設置機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真	○	○	○	○	
7	設置機器の設置状態を示す写真	○	○	○	○	
8	設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真	○	○	○	○	
9	重要事項説明書等			○※		内容が確定されたものであること。 ※住宅供給事業者が販売するために設置した場合
10	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
11	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

	必要書類	申請者種別				備考
		個人	個人(共同申請)	法人	法人(共同申請)	
12	データ疎通証明書類	○	○	○	○	データ提供窓口が指定したデータの疎通を証明する書類 ※データ疎通の日付及び機器番号等が記載されたHEMS画面の写し若しくは機器等登録要綱別記第3号様式
13	太陽光発電システムの設置時期を確認できる書類	○	○	○	○	太陽光発電システムの領収書(写し)、太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)のうちいずれか一つ
14	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	○	○	○	○	次の書類のいずれか一つ ＜同時導入の場合＞①出力対比表②太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し) ＜既設の場合＞①出力対比表②太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)③国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定書(写し)④再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていることを証する書類(買電明細等)
15	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	○	○	○	○	次の書類のいずれか一つ①接続契約のご案内(写し)②系統連系協議依頼書の控え(写し)③直近の太陽光の買電明細(助成対象機器の領収日より前のもの(写し))
16	出力対比表	○※	○※	○※	○※	太陽光発電システムが既設の場合は提出不要
17	太陽光発電システムの設置状況を示す写真	○※	○※	○※	○※	太陽光発電システムが既設の場合は提出不要

なお、一つの書類で複数項目を確認できる書類にあっては、一部の提出で足りるものとする。